

長野県立大学図書館・長野県短期大学附属図書館規程

平成30年4月1日 規程第506号

(趣旨)

第1条 この規程は、長野県立大学学則第11条第2項及び長野県短期大学学則第39条の規定により、図書館の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「図書館」とは、長野県立大学図書館及び長野県短期大学附属図書館をいう。

2 この規程において「図書館資料」とは、図書館が所蔵する図書、逐次刊行物、視聴覚資料等の全ての資料をいう。

(図書館の目的)

第3条 図書館は、図書館資料の収集、整備、保存、閲覧及び調査等の業務並びに大学リポジトリの管理運営を行い、教職員、学生等の教育及び研究に資することを目的とする。

(組織)

第4条 図書館の事務を処理するため、館長及び司書その他の教職員を置く。

(館長)

第5条 館長は、学長の命を受け、図書館の業務を管理し、所属の教職員を指揮監督する。

2 館長は、教員の中から学長の指名に基づいて理事長が任命する。

(図書館の利用)

第6条 図書館の利用については、別に細則で定める。

(資料の寄贈又は寄託)

第7条 図書館は、資料の寄贈又は寄託を受けることができる。

2 図書館に資料を寄贈又は寄託しようとする者は、館長に申し出て、その承諾を得るものとする。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。